

災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定書

大阪市（住吉区役所）（以下「甲」という。）とミツワ電装株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大阪市住吉区域内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）における、被災現場等での支援活動及び平常時における防災啓発事業への協力に関し、乙がドローン（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）を使用して実施する支援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（支援活動の要請）

第2条 甲は、災害等が発生し、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し書面により、要請内容、実施期間、実施日数及び業務場所、その他必要な事項を指定して要請するものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭又は電話等の方法により要請し、その後速やかに同書面を提出するものとする。

（支援活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は次に掲げる各号の活動のとおりとする。

- （1） 甲が指定する地域におけるドローンを活用した情報の収集
- （2） 甲が指定する地域におけるドローンを活用した被災者の搜索、救助
- （3） 甲が指定する地域におけるドローンを活用した避難場所、避難の方法、あるいは緊急支援物資の配給場所などの区民への伝達
- （4） 甲が指定する地域におけるドローンを活用した罹災証明書交付のための被害認定調査
- （5） 甲が指定する地域におけるドローンを活用した陸路で困難となった地域への食糧、医薬品などの搬送
- （6） 甲が実施する防災啓発事業や防災訓練等での市民啓発
- （7） ドローン運用についての基礎知識や災害時における活用方法等について、知識の向上を目的とした職員研修の実施
- （8） その他甲が必要と認めたドローンによる調査
- （9） 前各号に定める業務を実施するために必要な人員の派遣

2 前項第4号について、乙は、被災状況又は被害状況の撮影（静止画、動画）を実施し、当該データの必要箇所を速やかに甲へ提出するものとする。なお、罹災証明に係る被害認定は、甲が行うものとする。

（支援活動の受諾）

第4条 乙は、甲から第2条の規定により要請があったときは、速やかに支援体制を整え要請に応じるものとする。

2 甲の要請に応じる際に使用するドローンの選定や人員は、乙が参画しているドローンチーム「DOROPRO」から選定、決定し派遣することとする。

3 乙は、第3条第1項第6号及び第7号に規定する業務（以下「平常時における業務」とい

う。)への協力について、甲の依頼があったときは、可能な限り協力するものとする。

(支援活動の報告)

第5条 乙は、第2条の規定に基づき支援を行った場合は、甲に対し業務完了後、速やかに次に掲げる事項について書面により報告するものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭又は電話等の方法により報告し、その後速やかに同書面を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び支援活動の内容
- (2) 支援活動を実施した期間及び時間
- (3) 支援活動を実施した場所
- (4) 資機材(使用したドローンの種類等)
- (5) 支援活動に参加した現場責任者、人員数、活動参加者氏名等
- (6) その他必要な事項

2 乙は、諸活動中に覚知した災害による被害情報について、積極的に甲に提供するものとする。

(手続き)

第6条 ドローンの飛行許可の取得に係る手続き等、要請に基づく支援活動を行う場合に必要な手続きは、乙において行うものとする。

(費用の負担)

第7条 災害時において乙が支援活動に要した費用のうち、発災日から1週間までに要した費用は乙が負担し、1週間を超えた期間に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に基づき甲が負担する費用は、災害発生前日における平常時の適正な価格を基準として、甲乙協議により定めるものとする。

3 平常時における業務の費用負担者及び費用額については、都度甲乙協議により定めるものとする。

(支援活動の支援)

第8条 甲は、乙による支援活動が円滑に実施できるよう、可能な限り支援を行うものとする。

(映像等の所有権)

第9条 この協定に基づき甲に提出された支援活動による映像や画像等の所有権は、当該映像等が甲に提出された際に、甲に移転するものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、この協定に基づく支援活動において知り得た甲及び乙並びに第三者の秘密を漏らし又は目的外に使用してはならない。本条の定めは本協定が終了した後においても同様とする。

(支援活動の一部制限)

第11条 平常時における業務について、乙が使用するドローンは、国土交通省より許可・承認を得た性能及び重量のものに限る。

- 2 前項に使用するドローンは、甲の要請に応じることのできる機体を、乙が他社よりレンタルして運用する場合があるものとする。
- 3 乙は、この協定に基づく支援活動を行う際、国土交通省より許可・承認を得ている飛行の範囲内で行うものとする。
- 4 夜間飛行（日の入り時刻から、日の出時刻までの夜間）については、二次被害等のリスクがあるため活動はしないものとする。
- 5 被災現場の現地状況を把握したうえで、乙がドローンの飛行は危険と判断した場合は、甲乙協議して支援活動を中止又は延期する場合があるものとする。

(損害の負担)

第12条 乙は、甲の要請に基づく支援活動、業務の実施中に、事故等の発生により、第三者に損害を与えた時は、甲に対して文書により報告し、損害の賠償に要する費用は、乙が負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(連絡担当者の指定)

第13条 この協定を円滑に運用するため、甲、乙は連絡担当者を定め、相互に報告するものとし、連絡担当者に変更があった場合は、遅滞なくその旨を相互に報告するものとする。

(効力)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙のいずれからもこの協定を更新しない旨の意思表示がないときは1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、書面により定める。

前記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年6月17日

甲 大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号
大阪市
大阪市協定締結担当者
住吉区長 橘 隆義

乙 大阪市住吉区墨江4丁目10番11号
ミツワ電装株式会社
代表取締役 川向 現